

居宅介護支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 さくらえん合同会社が開設するケアプランセンターさくらえん（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ① 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- ③ 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- ④ 中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行い、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントの実施を図り、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資するよう努める。そのため介護支援専門員1人当たりの担当利用者数（指定介護予防支援を行う場合に当たっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。）の上限を44人に定める。
- ⑤ 上記の他居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算が適用されないよう努め、『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準』第13条の具体的取扱い方針を遵守する。
- ⑥ 指定居宅介護支援を行うに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルの構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 ケアプランセンターさくらえん
- ② 所在地 刈谷市中手町二丁目603番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、8月13日～8月15日 及び 12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前9時00分～午後6時00分までとする。

ただし、携帯電話等により24時間常時、介護支援専門員との連絡が可能であり、必要に応じ相談が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

① 内容および手続きの説明および同意

② 提供開始に際し、重要事項を記した文書を交付して説明し利用申込者より同意を得る。
また、利用者および家族等（以下、「利用者等」）の利便性向上のため、書面で行うことが規定されている 交付・説明・同意・承諾・締結等については、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法（テレビ電話装置・電子メール等）により行う。

③ 利用者の相談を受ける場所

利用者の居宅及び事業所内の相談室等

④ 使用する課題分析票の種類

フリーアセスメント

⑤ サービス担当者会議の開催場所

利用者の居宅及び事業所内の相談室等

⑥ 利用者の居宅及び事業所内の相談室等、テレビ電話装置等の通信機器を使用したオンライン会議

⑦ 介護支援専門員の居宅訪問頻度

月1回以上（特段の事情によるもの以外、テレビ電話装置等の活用が可能で国の定める条件に該当する場合は、2月に1回）

⑧ モニタリングの結果記録

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示上の額）によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援において要した交通費の自己負担は有りとする。交通費の額については、重要事項説明書に定める。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、刈谷市、知立市、安城市とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、利用者の尊厳の保持や、利用者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性の高い虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（勤務体制の確保）

第10条 事業所は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、介護支援専門員等の勤務体制を定める。

2 事業所は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場における（上司や同僚、利用者やその家族等から受けるもの）ハラスメント対策に取り組む。

（業務継続計画の策定）

第11条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、また、居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画と訓練、また、関連機関との連携についての策を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行う。

（感染症の予防及びまん延の防止）

第12条 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（身体拘束等の適正化）

第13条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（事故発生時の対応）

第14条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

（会計区分）

第15条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第16条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

3 特定事業所加算を算定した場合においては、算定月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存する。

4 居宅介護支援等に関する記録の作成、及び書面の保存等については、次に掲げるとおり電磁的記録により行う。

① 記録の作成

事業所の使用する電子計算機に備えられたファイルまたは磁気ディスク等をもって調

製する方法。

② 書面の保存

前号の方法やスキャナ等に読み取ってできたファイルを事業所の使用する電子計算に備えられたファイルまたは磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② ケアマネジメントの資質向上のための研修 年1回以上

虐待防止及び身体拘束に関する研修 年1回

業務継続計画に関する研修 年1回

感染症の予防及びまん延防止に関する研修 年2回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はさくらえん合同会社代表社員と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。